

市区町村名	沖縄県今帰仁村	担当部署	企画財政課
		電話番号	(098) 056-2114

1 取組事例名

廃校からの転身！学校跡地の有効活用

2 取組期間

平成 22 年度～（継続中）

3 取組概要

廃校となった小中学校の跡地利用への取り組み。外部有識者、地元住民、行政からなる今帰仁村立旧小中学校統合後跡地利用審議会（以下、「審議会」という。）を設置し、民間事業者の募集及び選定を行い、校舎及び運動場の無償貸与を行っている。事業者の選定にあたっては、事業計画書の採点とともに各事業者のプレゼンテーションを行い、地元住民の要望を含め、地域交流と村の掲げる農業振興、観光振興の方針と合致する事業者を選定した。

その結果、観光客の他、全国的にも珍しい取り組みだという評価を受け、県内外から視察や研修、取材に訪れる方々も多い。また、村内小学生の食育学習の場であり、村内ヘルスツーリズムの活動の場ともなっている。当該学校の卒業生は、懐かしく思いで深い学び舎が新たに利活用されている喜びを感じている。

4 背景・目的

文部科学省は平成 20 年 6 月 18 日付 20 文科施第 122 号により「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」を出し、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続き等の一層の簡素化及び弾力化を図ることとした。これにより、学校の統廃合に伴う財産処分手続きを弾力化し、廃校施設等の有効活用を促進することとした。

一方、全国的な少子化の流れの中、本村においても少子化が進み、村内の小学校、中学校の統廃合が段階的に行われてきた。平成 15 年に村内全 4 中学校を統合し、現在中学校は 1 校である（平成 28 年 5 月 1 日現在生徒数 306 人）。当該小中学校については、複式学級の解消のため平成 22 年に幼稚園（平成 21 年 5 月 1 日時点園児数 5 人）と小学校が閉校（平成 21 年 5 月 1 日時点児童数 21 人）となり、廃校となった学校跡地の有効活用を図り地域活性化につなげるため、審議会を設置し検討することとなった。

5 取組の具体的内容

- 平成 22 年 5 月 民間事業者募集（村広報誌 5 月号へ掲載、村 HP へ掲載、村区長会での周知依頼）
- 募集期間：平成 22 年 5 月 10 日～6 月 9 日
- 応募方法：利用計画書の提出。
- 利用方法：学校全体を一まとめにして活用すること。
- 募集結果：8 事業者が計画書を提出。

○平成 22 年 6 月 審議会の設置

構成員：学識経験者、行政 2、地元代表 2、村商工会、村建設業協会、村農業委員会（委員 8 人、アドバイザー 1 人）

第 1 回審議会 平成 22 年 6 月 25 日

- ・委員長・副委員長の互選
- ・現場視察
- ・計画書評価方法提案及び検討

決定事項

- ・計画書評価方法：プレゼンテーションの客観的数字での評価と、質疑応答による議論により選定の結論を出す。

確認事項

- ・利活用事業者に対し、無償賃貸借であるので区の要望の条件づけを約束させる。
- ・村は利活用事業者に、旧小中学校全施設の管理運営をさせる。

第 2 回審議会 平成 22 年 7 月 12 日

- ・各事業者プレゼンテーション

決定事項

- ・アドバイザーの評価について、採点に加味する。

確認事項

- ・次回審議会は評価集計を確認後、議論を行って順位付けを行う。（評価書だけの順位付けとは限らない）
- ・区は旧小中学校施設の使用方法について利活用事業者と協議を行い、使用方法についての覚書を交わすことを提案する。

第 3 回審議会 平成 22 年 7 月 26 日

- ・利活用事業者の選定

決定事項

- ・事業者選定について

●計画書採点

各事業者のプレゼンテーションでは、具体性・現実性・独創性・効果・実行性・自立性・公共性の 7 評価項目で 5 段階評価を行う。

●順位づけ

計画書採点では、上位 2 事業者が突出した得点であったため上位 2 事業者で順位付けを行う。

審議会では、評価 7 項目のうち実行性・公共性・効果の 3 項目に絞って審議した。

☆地域交流と観光、雇用という観点を重視するとともに地元審議委員の要望もあり、農業及び観光振興を掲げる本村の方向性と合致する事業者（農業生産法人株式会社あいあいファーム）を第一交渉先とした。

平成 22 年 8 月 審議会会長より村長へ答申

○平成 22 年 9 月

- ・第一交渉事業者と村役場の間で旧小中学校施設（幼稚園含む）の無償貸与契約締結
- ・第一交渉事業者と区の間で旧小中学校運動場及び体育館借用取扱いについて（覚書）締結

○平成 22 年 10 月 地元住民への説明会開催

- ・利活用事業者選定の経緯説明
- ・農業生産法人株式会社あいあいファームによる事業概要の説明

○平成 22 年 12 月 利活用事業者の決定について村広報誌 12 月号へ掲載し村民へ周知

6 特徴（独自性・新規性・工夫した点）

○活用にあたっては、学校全体を一つの事業者に貸与し運営してもらうこととした。

平成 15 年の村内全 4 中学校の統廃合に伴い、各中学校跡地はそれまで教室ごと或いは棟ごとに村社会福祉協議会や社会福祉法人、農業生産法人等複数の団体が活用している状況であった。しかし、期待されるような活用が図られていない状況を改善するため、当該小中学校跡地の活用にあたっては、学校全体を一つの事業者に貸与し運営してもらうこととした。

○審議会には地元の住民代表に委員として参画してもらい、事業者の選定にあたって地域の声を反映させた。

○審議会では、客観性を保つために評価書での得点を確認後、議論の場を設けることで総合的な評価を行い事業者を選定した。

7 取組の効果・費用

○観光来客数 68,000 人、年間売上 2 億円、雇用 35 人（あいあいファームより実績聞き取り）

○今帰仁村内で自社農園栽培有機野菜の販売、加工食品販売にレストランでの食材使用で、安心・安全な食を提供することで、「農業立村今帰仁」の PR に一役を担っている。

○風光明媚な立地に自家菜園や小動物とふれあいができるため、特に村外からの来訪者には癒しを提供できることで、昨今のストレス社会の心身のリフレッシュに一役かっている。

○村教育委員会では、村内小学生の宿泊学習の中に食育学習を取り込み、あいあいファームの職員を講師として食育体験を行っており、ソーセージづくり体験や味噌づくり体験、豆腐づくり体験を実施している。

○村福祉保健課では、ヘルスツーリズムを推進しており、県外から参加者を募り 4 泊 5 日のプログラムを実施している。うち 2 泊 3 日はあいあいファームに宿泊し、体育館での運動（トランポリン・スロージョギング・バランスボール等）や農場での農業体験を行っている。

○平成 27 年度に地方創生事業を活用して村観光協会が主となって実施した「大学生アンバサダーを活用した今帰仁村観光開発・移住促進事業」では、首都圏の農業大学生の宿泊及び活動の場となった他、同事業の一環である民泊同窓会・交流会イベントの開催の場となり 425 人が参加した。

○民間が主となり行政がサポート又は連携者として係わっている状況を作り出すことができたことは行政側にとって大きな成果であり、村役場、村観光協会、村内事業者との連携の中で様々な活用が図られており、地域の活性化につながっていると考える。

8 取組を進めていく中での課題・問題点（苦労した点）

○地域貢献ということで事業者には、地域雇用を可能な限り推進するよう働きかけ、事業者が地道に就職説明会を開きながら地元雇用を実現できた。

○既存施設は利用されなければ経年劣化は進行するばかりで、活用が長引くほど劣化し、事業者の改修費用が嵩むので、できるだけ迅速に選定スケジュールを遂行した。

○選定にあたっては、福祉事業、農産業、観光関連などの多様な事業の申込があり、これからの今帰仁村のニーズに見合ったもので、選定にいたらなかった他の事業者の皆様には、エントリーしていただき、大変感謝しています。

9 今後の予定・構想

今後、当該小中学校跡地の継続的な利活用と併せ、現在検討中の他の小中学校跡地の利活用についても慎重に議論を重ね展開していきたい。

10 他団体へのアドバイス

利活用事業者の募集にあたり、本村の方向性や地元の要望と合致する事業計画が提出されたことは本当に幸いであった。行政と民間が協力して地域にあった事業者を選定することができ、選ばれた事業者が継続的に努力し発展していることが結果として先進事例として注目されている理由だと考える。